

## ○三豊市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱

平成23年3月30日

告示第92号

改正 平成25年3月28日告示第62号

平成28年3月30日告示第107号

平成29年3月31日告示第47号

## (趣旨)

第1条 この告示は、民間住宅の地震に対する耐震性の向上を図り、市民の安全を確保するため、市の区域内にある住宅の耐震対策をする者に対し、予算の範囲内において三豊市民間住宅耐震対策支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、三豊市補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年三豊市規則第52号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 併用住宅(住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。)を含む一戸建て又は長屋建ての住宅をいう。ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣の特別な認定を得た工法等によるものは除く。
- (2) 耐震診断技術者 建築士の資格を有する者で、別表第1に定める講習会を受講したもの又は建築士法(昭和25年法律第202号)第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。
- (3) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により、耐震診断技術者が行う住宅の地震に対する安全性の評価をいう。
  - ア 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算によるもの
  - イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。)別添第1に示すもの
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの
- (4) 耐震改修工事 住宅の地震に対する耐震性の向上を目的として、県内に主たる営業所を有する事業者が、次に掲げるいずれかの方法により行う補強又は改修の工事をいう。
  - ア 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの
  - イ 基本方針別添第2に示すもの
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、これらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの
- (5) 簡易耐震改修工事 住宅の地震に対する耐震性の向上を目的として、県の区域内に主たる営業所を有する事業者が、次に掲げるいずれかの方法により耐震診断を行った結果、上部構造評点が0.7未満と判断されたものについて、上部構造評点を0.7以上1.0未満まで耐震性を高める工事をいう。
  - ア 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法―木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版)―」による一般診断法又は精密診断法
  - イ 一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法
- (6) 耐震シェルター等設置工事 耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は危険性があると評価されたものについて、地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置(耐震シェルター、耐震ベッド等)で市長が認めるものを設置する工事をいう。
- (7) 耐震対策 耐震診断、耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。

## (補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されていること。
- (2) 市の区域内に存する自ら所有している住宅又は市の区域内に存し、住宅の所有者から耐震対策の承諾を得た住宅であり、耐震対策を行った後も、主たる居住の場として利用されること。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- (3) 耐震改修工事については、耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する耐震性が、地震の振動及び衝撃に対して倒壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されていること。
- (4) 簡易耐震工事については、木造の住宅に限るものとする。
- (5) 補助金の交付申請の時点において、建築基準法第9条の規定に基づく特定行政庁(建築基準法第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。)からの措置が命じられていない等、同法の規定に基づく重大な違反がないこと。
- (6) 第5条第2項各号に掲げる区分に応じて、この告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。

## (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 補助対象住宅の所有者又は住宅の所有者から耐震対策の承諾を得た者であること。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- (2) 市税を滞納していないこと。(補助対象住宅の所有者を含む。)

## (補助金額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象住宅に対して耐震対策を行う事業(以下「補助事業」という。)において、一の住宅ごとにそれぞれに要する経費(耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事には実施設計費用及び工事監理費用を含む。)とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号の定めるところにより算定した額とする。

- (1) 耐震診断 補助対象経費に10分の9を乗じて得た額と9万円を比較して、いずれか少ない額
- (2) 耐震改修工事 補助対象経費と90万円を比較して、いずれか少ない額
- (3) 簡易耐震改修工事 補助対象経費と50万円を比較して、いずれか少ない額
- (4) 耐震シェルター等設置工事 補助対象経費と20万円を比較して、いずれか少ない額

3 前項の規定により算出された補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けて補助事業を実施しようとする者(以下「申請者」という。)は、民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期間において市長に提出しなければならない。

2 補助対象住宅が共有に係るものである場合は、代表者を申請者とすることができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに補助金の交付を決定し、民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、その申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(補助事業の変更等)

第8条 申請者は、補助事業の内容を変更(補助事業の概要、補助金の額等以外の軽微な変更は除く。)しようとするときは、あらかじめ民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付中止承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付変更決定通知書(様式第5号)又は民間住宅耐震対策支援事業中止承認通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(事業が期日までに完了しない場合等の報告)

第9条 申請者は、補助事業が予定の期日までに完了することができずと見込まれる場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 申請者は、補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、民間住宅耐震対策支援事業完了実績報告書(様式第7号)に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りでない。

(補助金額の確定等)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査に基づき、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、補助金の額を確定し、民間住宅耐震対策支援事業費補助金額確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知を受けたときは、速やかに民間住宅耐震対策支援事業費補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

3 申請者が、前項の補助金交付の請求をするに当たり、その受領を耐震改修工事等を行った事業者(以下「耐震事業者」という。)に委任する場合は、民間住宅耐震対策支援事業費補助金請求書に代理請求及び代理受領委任状(様式第10号)を添付しなければならない。

4 市長は、補助金額の確定後、第2項の請求があった場合に、補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 補助金の交付決定の前に、補助事業(実施設計は除く。)に着手したとき。

(5) この告示及びこの告示の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。

(6) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(7) 補助事業の遂行ができないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(書類の保管)

第14条 申請者は、補助金の交付を受けた補助対象事業の実施状況等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を整備し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(立入検査等)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該職員に補助対象住宅を検査させ、又は申請者に対して報告を求め、若しくは質問させることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第62号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の三豊市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により補助金の交付申請をした補助事業に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成28年告示第107号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年告示第47号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

耐震診断技術者に求められる講習会

- (1) 一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断・耐震補強技術者養成講習会
- (2) 香川県による木造住宅耐震対策講習会
- (3) その他市長が認める講習会

別表第2(第6条関係)

区分	添付書類
耐震診断	1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次に掲げるもののうちいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産評価証明書 (4) その他住宅の所有者及び建築年を証明することができる書類 2 住民票その他住所が確認できるもの 3 市税に係る完納証明書 4 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書 5 既存住宅に係る設計図書の写し (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図及び各階平面図(図面がない場合は、診断しようとする住宅の状況が分かる写真に代えることができる。) 6 耐震診断に係る見積書の写し 7 その他市長が必要と認める書類
耐震改修工事等	1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次に掲げるもののうちいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産評価証明書 (4) その他住宅の所有者及び建築年を証明することができる書類 2 住民票その他住所が確認できるもの 3 市税に係る完納証明書 4 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書 5 民間住宅耐震対策支援事業耐震診断報告書(様式第11号) 6 既存住宅の耐震改修工事耐震改修工事等に係る設計図書及び次に掲げるもの (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図及び各階平面図(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3の表1に掲げる事項及び耐震改修を行う部分を明示したもの) (3) 立面図又は断面図(高さが分かるもの) (4) 補強計画時の構造評価がわかる計算書(耐震診断技術者によるもの) (5) 基本方針別添第2に示す計算を行った場合は、耐震改修工事耐震改修工事等に係る構造詳細図 (6) その他耐震改修工事内容耐震改修工事等内容が確認できる図書 7 耐震改修工事費の耐震改修工事等に係る見積書の写し 8 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する建築確認済証の写し(建築確認が必要な場合に限る。) 9 その他市長が必要と認める書類 備考 同一年度に耐震診断の補助を受けた者は、1から4まで及び6(1)を省略することができる。

別表第3(第10条関係)

区分	添付書類
耐震診断	1 民間住宅耐震対策支援事業耐震診断報告書(様式第11号) 2 配置図及び各階平面図(建築基準法施行規則第1条の3の表1に掲げる事項) 3 耐震診断に係る業務委託契約書の写し 4 耐震診断に要した費用の領収書の写し 5 耐震診断に係る調査等の状況写真(3枚以上)
耐震改修工事等	1 民間住宅耐震対策支援事業耐震改修工事等結果報告書(様式第12号)(耐震改修工事及び簡易耐震改修工事の場合は耐震診断技術者が、耐震シェルター等設置工事の場合は納入業者が作成すること。) 2 耐震改修工事等(耐震シェルター等設置工事を除く。)に係る請負契約書の写し 3 耐震改修工事等に要した費用の領収書の写し(代理受領の場合は、耐震改修工事等に要した費用から補助金交付決定額を減じた額の領収書) 4 補強、改修工事等の施工写真(改修前後が判明できる写真)及び必要に応じて出荷証明書等工事関係書類 5 交付申請時から改修場所又は工法を変更した場合は、それらが分かる平面図等

- |   |   |
|---|---|
| 6 | 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し(建築確認を受けた住宅に限る。) |
| 7 | その他市長が必要と認める書類                                    |

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

三豊市長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付申請書

三豊市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

耐震対策区分	耐震診断・耐震改修工事・簡易耐震改修工事・耐震シェルター等設置工事			
所在地				
住宅の所有者 ※1	(住所) (氏名) (電話番号)			
住宅の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅 (住宅の面積	m <sup>2</sup> )	
住宅の建て方	<input type="checkbox"/> 一戸建て	<input type="checkbox"/> 長屋建て		
所 有	<input type="checkbox"/> 持家	<input type="checkbox"/> 借家		
建 築 年	明治・大正・昭和 年 ( 月 ) ※2			
構 造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
規 模	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ床面積	m <sup>2</sup>
	敷地面積	m <sup>2</sup>	地上	階、地下
補助対象経費	金 円 (税込・税抜)			
	うち 耐震改修工事等設計費	金	円	
	耐震改修工事等監理費	金	円	
補助金交付申請額	金 円			
事業完了予定日	年 月 日			
代理受領等	補助金の請求及び受領を施工業者等に委任する予定 (有・無)			
施工予定事業者		受 付		
備 考 (増築年月日等)				

添付書類 別紙のとおり

備考

※1 申請者と同一の場合は「同上」と記載し、申請者が所有者と異なる場合は所有者との関係が分かる書類を添付すること。

※2 建築年が昭和56年の場合は、月まで記入すること。

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

三豊市長

印

民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった民間住宅耐震対策支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、三豊市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 この事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 補助対象事業費 | 円 |
| (2) 補助金の額   | 円 |

2 交付の条件は次のとおりとします。

- (1) この事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
- (2) この事業が 年 月 日までに完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければなりません。
- (3) この事業の歳入歳出予算における予算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければなりません。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

三豊市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度三豊市民間住宅耐震対策支援事業について、当該交付決定の額及びその内容を変更したいので、三豊市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 前回交付決定額	千円
変更交付申請額	千円
変更増減額	千円

2 事業完了予定日 年 月 日

3 変更の理由

4 添付書類

別紙のとおり

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

三豊市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印

民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付中止承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度三豊市民間住宅耐震対策支援事業について、次のとおり中止したいので、三豊市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付決定額 千円

2 事業の中止の理由



様式第5号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

三豊市長 印

## 民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった民間住宅耐震対策支援事業費補助金については、下記のとおり交付決定の内容の変更をしたので、三豊市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知する。

## 記

## 1 補助対象事業名

## 2 補助対象事業費及び補助金の額

(1) 補助対象事業費（変更前）	円
（変更後）	円
(2) 補助金の額（変更前）	円
（変更後）	円

## 3 交付の条件は次のとおりとする。

- (1) この事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) この事業が 年 月 日までに完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) この事業の歳入歳出予算における予算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

三豊市長 印

民間住宅耐震対策支援事業中止承認通知書

年 月 日付で申請のあった民間住宅耐震対策支援事業の中止について、三豊市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、事業の中止を承認したことを通知します。

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

三豊市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印

民間住宅耐震対策支援事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度三豊  
市民間住宅耐震対策支援事業について、三豊市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要  
綱第10条の規定により次のとおり実績報告をします。

記

1 補助金交付決定額及び精算額

補助金交付決定額	千円
補助金精算額	千円

2 補助事業の実施期間

自	年	月	日
至	年	月	日

3 添付書類

別紙のとおり

様式第8号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

三豊市長

印

民間住宅耐震対策支援事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった民間住宅耐震対策支援事業費補助金については、三豊市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金の額 金 円

様式第9号(第11条関係)

年 月 日

三豊市長 様

民間住宅耐震対策支援事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定された 年度三豊市民間住宅耐震対策支援事業について、三豊市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により下記のとおり請求します。

記

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

内 訳

請求者  
〒  
住 所  
氏 名

印

支払の方法	口座振替払	農 協 銀 行 信用金庫 (支)店							
	<input type="checkbox"/>	預金種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座番号				
	(フリガナ) 口座名義								

様式第10号（第11条関係）

年 月 日

三豊市長 様

代理請求及び代理受領委任状

私は、 年 月 日付け 第 号にて補助金の確定通知を受けた三豊市民間住宅耐震対策支援事業費補助金補助金（金 円）の請求及び受領について、下記のとおり委任します。

記

委任者（申請者） 住 所  
氏 名 ⑩

上記の権限の委任を受けることを承諾します。

受任者（耐震事業者） 所 在 地  
会 社 名  
代表者名 ⑩

（お願い）

・委任者の方へ

この委任状は、補助金の額の確定後に受任者へお渡しください。

・受任者の方へ

この委任状は、補助金を請求する際に必ず必要となりますので、必要事項を記入し、押印の上、「民間住宅耐震対策支援事業費補助金請求書」と併せて提出してください。

様式第11号(別表第2、別表第3関係)

年 月 日

三豊市長 様

耐震診断技術者 氏 名 印  
 住 所  
 資 格 ( )級建築士  
 登録番号 第 号  
 事務所名  
 連絡先

民間住宅耐震対策支援事業耐震診断報告書

年 月 日に実施した下記住宅の耐震診断の結果について、関係図書を添えて報告  
 します。この関係図書の記載事項については、現地と照合しており、事実と相違ないことを申し  
 添えます。

記

住宅の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅
住宅の建て方	<input type="checkbox"/> 一戸建て	<input type="checkbox"/> 長屋建て
建物所在地		
診断結果		

※建築基準法に基づく主な規定(都市計画区域外の地域は、第20条の規定のみ確認すること。)

第20条 構造耐力	<input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である
第43条 敷地等と道路との関係	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である
第44条 道路内の建築制限	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である
第52条 容積率	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である
第53条 建ぺい率	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である
第55条 建築物の高さ	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である
第56条 建築物の各部分の高さ	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である

様式第12号(別表第3関係)

年 月 日

三豊市長 様

耐震診断技術者又は耐震シェルター等納入業者

氏 名(名 称) (印)

住 所(所在地)

連 絡 先

民間住宅耐震対策支援事業耐震改修工事結果報告書

年 月 日に実施した下記住宅の耐震改修工事の結果について、関係図書を添えて報告します。この関係図書の記載事項については、現地と照合しており、事実と相違ないことを申し添えます。

記

住宅の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅
住宅の建て方	<input type="checkbox"/> 一戸建て	<input type="checkbox"/> 長屋建て
建物所在地		
改修工事後の構造耐力	耐震シェルター等設置工事の場合は、設置した旨を記入すること。	
耐震診断技術者	耐震シェルター等設置工事の場合は、記入不要 資格 ( )級建築士 登録番号 第 号 事務所名	



- 様式第1号(第6条関係)
- 様式第2号(第7条関係)
- 様式第3号(第8条関係)
- 様式第4号(第8条関係)
- 様式第5号(第8条関係)
- 様式第6号(第8条関係)
- 様式第7号(第10条関係)
- 様式第8号(第11条関係)
- 様式第9号(第11条関係)
- 様式第10号(第11条関係)
- 様式第11号(別表第2、別表第3関係)
- 様式第12号(別表第3関係)